

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 5 件 |
| 国民年金関係 | 4 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 6 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 4 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 7 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 7 月から 55 年 3 月まで
昭和 55 年 9 月に国民年金に加入した際、両親が私の将来を心配してさかのぼれるだけさかのぼって保険料を納付してくれた。納付記録が確認できないのはおかしいと思えてならないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとする申立人の母親は国民年金制度発足時から国民年金に加入している上、厚生年金保険との切替えに伴う 1 か月を除き保険料はすべて納付しており、申立人の父親も母親と同様に国民年金に加入し、加入期間をすべて納付していることから申立人の家族の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、母親から申立期間当時のことを、「当初、市役所へ相談に行った時は、納付する時効が一時的に無くなった特別な期間であったが、もたもたしている間にその期間が終わってしまったので、時効になっていない期間をさかのぼれるだけさかのぼって納付した。」と聞いているとともに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 55 年 10 月 27 日に払い出されていることが確認できることから、申立人の母親が手続を行った時期は第 3 回目の特例納付が終わる前後であったことが推察でき、申立人が母親から聞いた内容は当時の状況と一致している。

さらに、申立期間の保険料額は 6 万 4,170 円であり、申立人は母親から「納付するには 6 万円以上かかり痛かった。」と聞いているとともに、申立人は、「アルバイト代の 3 万円を家計に入れていたが、その 2 か月分を使ったのだろうと思った。」と当時のことを記憶していることから、保険料額はほぼ一致しており申立人の主張には信憑性^{びよう}がある。

これらの理由及びその他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から同年9月まで

私は、結婚後、国民年金保険料の納付については、すべて妻に任せていた。妻は、保険料をすべて納付していたはずであるので、未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間が3か月と短期である上、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立期間の前後を通じて、申立人の仕事に変化は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間が未納とされているのは不自然である。

さらに、社会保険庁が保管している国民年金被保険者台帳によると、申立期間前後の納付記録などの記載が不鮮明であり、摘要欄には重複納付の記載があり、同じ箇所が繰り返し重複及び充当されているなど、行政側の記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から同年3月まで

私は、昭和46年6月の結婚をきっかけに国民年金に加入し、保険料を納め始めた。当時、私が夫と自分の二人分の保険料を一緒に銀行に納付していた記憶がある。夫婦二人が同じ期間に未納となっているのであれば理解できるが、別々の時期が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間が3か月と短期である上、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、平成13年8月以降については付加保険料を納付しているなど国民年金制度への関心の深さ及び納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間の前後を通じて、申立人の夫の仕事に変化は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人の夫は申立期間の国民年金保険料を納付していることから、申立人の申立期間の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年1月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から42年3月まで
② 昭和42年7月から同年9月まで

私が国民年金保険料を納め始めたきっかけは、親から「国民年金の加入年齢になったら、すぐに保険料を納めなさい」と言われたからである。A信用金庫の方が保証小切手を切りに来るから、一緒に保険料を納めることにし、3か月あるいは6か月に1回納めた。何年か経って、A信用金庫の方に保険料は自分で市役所に納めるように言われ、自分で納めに行った。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B国民年金組合（以下「組合」という。）の集金人に申立期間に係る国民年金保険料（以下「保険料」という。）を納付してきたと主張しており、組合が発行した昭和42年4月から同年6月までの期間及び同年10月から43年3月までの期間の保険料の領収書を所持している。一方、申立人が所持している領収書及び国民年金被保険者台帳の記録から、昭和42年10月から43年3月までの期間の保険料を同年6月15日に社会保険事務所に一括納付したことが確認できる。その上、申立人は組合が発行した領収書を持参の上、社会保険事務所に相談したと主張しており、社会保険事務所において、それらの領収書に基づき、昭和42年4月から同年6月までの期間の保険料に係る納付記録が平成18年11月7日に追加されたと推認される。

したがって、昭和42年10月から43年3月までの期間の保険料が一括納付されたことにより、重複納付となっていた当該期間に係る保険料が、「国民年金保険料に係る還付金等の充当について（昭和40年6月7日付庁文発第

4542 号都道府県民生主管部(局)国民年金課(部)長あて社会保険庁年金保険部国民年金課長通知)」に基づき、未納であった 39 年 12 月から 42 年 3 月までの期間の中で、納付可能であった申立期間①のうち、41 年 4 月から 42 年 1 月までの期間の保険料相当額に充当されるものと推認される。

また、申立期間②については、申立人は組合発行の保険料の領収書を所持していないが、前記のとおり、社会保険事務所において 42 年 4 月から同年 6 月までの期間の領収書に基づき、当該期間の保険料に係る納付記録が追加されたこと及び同年 10 月以降は保険料の未納期間がないことから、申立人は同年 4 月以降、保険料を納付していたものとするのが自然である。

一方、申立期間①のうち、昭和 37 年 1 月から 41 年 3 月までの期間並びに 42 年 2 月及び同年 3 月については、申立人の国民年金手帳記号番号は、39 年 12 月 10 日に払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、B 国民健康保険組合から提出された資料によると、組合は昭和 39 年 10 月に設立されており、少なくとも昭和 38 年度以前の保険料は過年度保険料のため、組合では収納できなかった。

さらに、申立人が当該申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 4 月から 42 年 1 月までの期間及び同年 7 月から同年 9 月までの期間の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準報酬月額（6万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を6万4,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと判断せざるを得ない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月1日から47年9月1日まで

昭和46年9月1日から47年9月1日までの標準報酬月額については3万9,000円とされているがこの時期の標準報酬月額については7万2,000円のはずである。給与明細書を提出するので、この時期の標準報酬月額についての記録訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書により、申立期間のうち、昭和46年9月分の給与からは厚生年金保険料として1,612円が控除され、昭和47年1月分の給与からは2,048円が控除されていることが確認できる。そして、当該金額を当時の厚生年金保険料率で計算すると、46年9月分の給与から控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は5万2,000円であり、47年1月分の給与から控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は6万4,000円となることが確認できる。

また、昭和45年分の給与明細書を見ると9月から標準報酬月額の随時改定が行われ、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料は10月から控除されているため翌月控除であると確認できることから、46年9月分の給与から控除された額は、同年8月の標準報酬月額（5万2,000円）に基づく厚生年金保険料と認められる。

さらに、給与明細書から、申立人は昭和46年4月に昇給し、その増額分については同年6月に支給されているため同年6月から固定的賃金の変動があったものと

して、同年6月分から8月分の給与の平均額（6月に支給された4月分及び5月分の給与の差額を除く。）により、同年9月からの標準報酬月額が6万4,000円に随時改定されたものと考えられ、申立期間において当該標準報酬月額（6万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

奈良国民年金 事案 555 (事案 92 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月までの期間及び 43 年 4 月から 46 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月まで
② 昭和 43 年 4 月から 46 年 3 月まで

私は、昭和 41 年 2 月に会社を退職した後、国民年金に切替えをするため市役所に行き、その時に、41 年 2 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料を支払った。当時は、1 年に 1 回市役所に行って税金等と一緒に国民年金保険料を支払っていた。申立期間について保険料納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人及びその元妻の国民年金手帳記号番号は同日に連番で払い出されているとともに、申立期間①前後及び申立期間②前後の期間について、申立人の元妻が厚生年金保険に加入していた一部期間を除き納付状況が一致しており、申立期間当時、申立人及びその元妻は、基本的に国民年金保険料と一緒に納付していたことがうかがえ、申立期間に係る妻の国民年金保険料の納付記録を見ると厚生年金保険に加入していた一部期間を除き未納となっている上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されているが、当該国民年金手帳記号番号に基づく納付記録においても、申立期間については未納となっているほか、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 4 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、昭和 41 年 2 月に、国民年金への切替えをするため市役所に行き、41 年 2 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料を納付したこと及び 51 年に 6 万円を納付したことを主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな

事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から 60 年 3 月まで

私は、10 万円から 20 万円くらいまでの金額を一度にまとめて市役所の出張所で納付した記憶がある。申立期間にかかる国民年金保険料に違いがないので納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にかかる国民年金保険料を一度にまとめて納付したと主張しているが、納付した時期、金額及び納付の方法が不明確である。

また、申立期間当時、市役所の出張所においては、過年度保険料の納付書を備えつけていたものの、窓口領収は行っておらず、申立期間の国民年金保険料を一度にまとめて納付することができなかった。

さらに、申立人の夫は、申立期間を含む国民年金に加入すべき期間のすべてについて未加入であり、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 4 月に、A 病院に勤務し独身寮に入寮していた。しかし、社会保険事務所に照会した結果では、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答があった。厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする A 病院（現在は、B 医療センター）は、社会保険事務所の記録によると、昭和 35 年 6 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっていることから、申立期間当時は適用事業所であったことが確認できる。

しかし、同病院では、残存する人事記録に申立人の名前を確認することができないとしており、申立人の同病院での申立期間に係る勤務実態を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を控除されていたことに関する具体的な記憶も明らかでない。

さらに、社会保険事務所に保管している同病院の健康保険・厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間には健康保険整理番号に欠番はなく、同名簿に申立人の名前は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月21日から31年3月31日まで
昭和28年5月1日から33年3月31日まで、A社に継続勤務しており、厚生年金保険の被保険者期間に空白があるのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録及びA社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（控え）によると、申立人は昭和28年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年5月21日に資格を喪失後、31年4月1日に再度資格を取得しており、この間、34か月間厚生年金保険の被保険者となっていないが、申立人の記憶が具体的であることや同僚の証言から判断して、継続して同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間当時に申立人と一緒に勤務していた前経営者や勤務期間の長い現職の事務職員等は、「運転手は当時も歩合制で賃金の変動があり、仕事量が少ない時期には、厚生年金保険に加入していないことも十分考えられる。」と証言していることから、同社では、勤務していた者について、必ずしも全ての勤務期間について厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、同社が保管する申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額決定通知書に申立人の名前を確認することはできない上、社会保険事務所が保管している同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿でも、申立期間に健康保険整理番号の欠番はなく、申立人の名前を確認できない。

さらに、給与明細書など、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料は無く、そのようなことをうかがわせる証言も得られなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月 21 日から 56 年 9 月 1 日まで

昭和 45 年に A 社に就職したが、義父が勝手に退職させて、その翌日から、義父の知人の会社であり同居の義妹が勤務していた B 社に私を就職させた。

社長は、「病気になっても困るだろう」と入社後、最初に健康保険の手続きをしてくれたが、給料は、封を開けることなくそのまま義父に渡していたので、明細は一度も見たことが無い。

昭和 52 年ごろ、義妹が結婚するため会社を退職したことを機に、義父はパート社員に変更してもらえるよう社長に頼んだ。その後は国民健康保険に加入した。

B 社での記録が全く無いのは、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言により、申立人は、その主張のとおり、B 社におおむね 10 年間勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険被保険者記録によると健康保険整理番号に欠番は無く、申立期間及びその前後の期間において申立人に係る厚生年金保険被保険者原票も見当たらないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立期間のうち昭和 53 年 4 月以降の期間について、申立人に係る国民年金の加入及び納付記録は確認できるものの、同居している義父母の国民年金加入記録は確認できず、申立人のみが国民年金保険料を納付していたことが確認できることから、申立人は、当該期間について国民年金保険被保険者であることを認識し、自ら国民年金保険料を納付していたものと考えられる。

さらに、申立人は、一緒に勤務していた義妹が同社を退職したことを機に雇用形態を変更し国民健康保険に加入したとしているが、市役所の国民健康保険被保険者履歴状況により、申立人及び同居している義父母の国民健康保険の資格取得日は昭和 49 年 3 月 1 日であり、義妹の厚生年金保険の資格喪失日は 52 年 9 月 25 日であることから申立人の供述とは一致しない。

加えて、同社における申立人の同僚は、申立人の同社における在籍の記憶はあるものの、「本人の希望により社会保険に加入しない人もいた。」としていることから、同社では、入社と同時にすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは必ずしも言えない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、同社より提出された在職証明書については、申立人が勤務していたことは認められるものの、社会保険料の控除を認めるまでには至らない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 1 日から 39 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 39 年 5 月 1 日まで厚生年金保険に加入となっているが、38 年の年末で退職した。退職金も無く、脱退手当金の制度さえ知らなかった。また、昭和 40 年 7 月 31 日に出産しており、同年 6 月 3 日に脱退手当金を受給するなど考えられないし、受給した記憶も無い。絶対に脱退手当金を受給していない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所において、昭和 36 年から 42 年に資格喪失し、脱退手当金受給資格のある申立人を含む女子 14 人中 8 人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち連絡先の把握できた脱退手当金の支給記録のある同僚の一人は、脱退手当金を受給したことを認めている。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。